

# 学校法人帯広大谷学園

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日

### 2. 当社の課題

課題1： 同世代の男性社員に比べ、女性社員の育成が遅れがちになっている

課題2： 育児休業取得率が低い、または平均取得期間が短い。

### 3. 目標

- ・ (8ヶ月以上の) 育休取得者とその上司を対象とした復職研修を100%実施する
- ・ 育児休業の利用率を、男女ともに(対象となる層の) 50%以上とする

### 4. 取組内容と実施時期

取組1： 社員一人一人のキャリアプランを本人と上司で作成し、中長期的な視点での育成を行う

- 令和 4年 4月~各部門において、キャリアアップに関する意識調査を実施する。
- 令和 5年 4月~各部門において、教職員一人一人とキャリアアップに関する面談を実施する。
- 令和 6年 4月~学園全体で、人材育成及び活用に関する協議を重ね、女性活躍に繋がる効果的な取組みに着手する。

取組2： 社員が参加可能な研修情報の定期的な発信と、直属の上司からの参加を呼びかける

- 令和 4年 4月~年間の研修情報を可能な限り早期に発信し、参加意識の醸成と計画的な参加に繋げる。
- 令和 5年 4月~各部門において、キャリアアップに繋がる効果的な研修機会の提供に努める。
- 令和 6年 4月~各部門で実施又は参加している研修について、教職員相互に参加できる仕組みを構築するとともに、キャリアアップに繋がる新たな研修制度の実施に着手する。

取組3： 利用可能な両立支援制度を周知する

- 令和 4年 10月~育児介護休業法の改正に合わせ、出生時育児休業制度の周知に努める。
- 令和 5年 4月~出生時育児休業取得事例等を発信し、仕事と子育ての両立支援制度の取得意識の醸成に努める。
- 令和 6年 4月~出生時育児休業の義務的な取得制度の策定など、両立支援制度の充実拡充に努める。